

香取市立幼稚園再編基本方針

平成24年4月

香取市教育委員会

目 次

| | |
|-------------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| I 幼稚園の現状と課題について | |
| 1 幼稚園の役割 | 2 |
| (1) 幼児期の教育 | 2 |
| (2) 幼稚園の目的 | 2 |
| (3) 幼稚園教育の目標 | 2 |
| (4) 幼稚園の役割 | 3 |
| (5) 幼稚園教育の基本 | 3 |
| (6) 幼稚園教育のねらいと基礎領域 | 4 |
| 2 市立幼稚園の就園状況と運営 | 6 |
| 3 市立幼稚園施設の状況 | 7 |
| 4 類似施設等の状況（私立幼稚園、市立保育所、私立保育園） | 7 |
| 5 市立幼稚園の基本課題 | 10 |
| (1) 現状と課題 | 10 |
| II 公立幼稚園の適正規模について | |
| 1 幼稚園と小学校の関係 | 11 |
| 2 市立幼稚園の適正規模 | 12 |
| III 公立幼稚園の再編に係る基本的な考え方 | |
| 1 類似施設との連携 | 15 |
| (1) 私立幼稚園との連携 | 15 |
| (2) 市立保育園との連携 | 15 |
| 2 再編の方向性について | 19 |
| (1) 市立幼稚園の統合再編 | 19 |
| IV 香取市の幼稚園教育のあり方 | |
| 1 市立幼稚園の教育目標 | 22 |
| 2 香取市における幼稚園教育のありかた | 23 |
| 3 市立幼稚園教育の取組み方法 | 23 |

はじめに

幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、幼児教育は、集団生活を通じて、生活や遊びのなかでの様々な出会いや、家庭では体験できない社会・文化・自然などに触れることにより、人間としてよりよく生きるための基礎を養う役割を担っています。

香取市では、市立幼稚園を4園設置していますが、核家族化、少子化の影響から、園児数が著しく減少し、望ましい集団活動の維持が難しくなっています。

また、幼稚園施設においても、保護者の就労環境や地域社会の様態の変化により、多様化した保育ニーズへの対応が求められています。

市教育委員会では、教育施設の適正配置を進めるため、平成19年度に学校等適正配置検討委員会を設置し、市民の皆様に参加いただき、小中学校を始めとして、教育施設の適正配置について調査・検討をしていただきました。平成21年1月に検討委員会から小中学校に関する答申を受けて、市教育委員会が作成した「学校等適正配置計画・実施プラン」の中で、次の4つを教育施設の適正配置基本指針として挙げています。

- (1) 義務教育の充実（教育水準の向上）
- (2) 教育環境の公平性の確保（教育の機会均等）
- (3) 学校運営の効率化と教育資源の有効活用
- (4) 関連する教育機関を含めた総合的な適正配置の検討

この指針に基づいて、市教育委員会では、小中学校、学校給食センターの適正配置に引き続き、平成22年2月に、幼稚園の今後のあり方を検討委員会に諮問いたしました。検討委員会では、香取市としての幼児教育のあり方を考え、保育施設や私立幼稚園との関わり、新たな幼保連携施設の構築等、多角的に審議し、その成果を「香取市立幼稚園再編に係る基本的な考え方」として、平成24年1月に答申をいただきました。市教育委員会ではこの答申を受け、「香取市立幼稚園再編基本方針」を作成します。幼児の集団活動に必要な適正規模を捉えるとともに、幼保一体化をふまえ、幼稚園と保育所の連携による新しいしくみを目指し、幼児教育環境の整備を図ります。

平成24年4月

香取市教育委員会

I 幼稚園の現状と課題について

1 幼稚園の役割

(1) 幼児期の教育

平成18年12月に改正された教育基本法には、生涯学習の理念が新設され、第3条に「(生涯学習の理念) 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と謳われている。

また、条文が新設された幼児期の教育については、生涯学習の理念を視野に入れ、同法第11条で「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。」と規定されている。

(2) 幼稚園の目的

平成19年には学校教育法が改正され、「幼稚園教育要領」は、平成19年に改正、平成20年3月に告示され、平成21年度から実施されている。

学校教育法第22条では、幼稚園の目的として、「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。」と規定している。

(3) 幼稚園教育の目標

幼稚園教育の目標は、学校教育法第23条に下記のとおり定められている。

第23条 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 2 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生え

を養うこと。

- 3 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 4 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 5 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

(4) 幼稚園の役割

幼稚園の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、幼稚園は、家庭や地域社会とともに幼児を育てていく視点に立ち、家庭・幼稚園・地域社会の連携協力を深めることが重要である。

特に、家庭は、愛情としつけを通して幼児の成長の最も基礎となる心身の基盤を形成する場であり、幼稚園は、これらを基盤にしながらか家庭では体験できない社会・文化・自然などに触れ、教師に支えられながら、園児等との交流の機会や豊かな体験をしながら、必要な社会性を徐々に身に付ける場でもある。

幼稚園では、就学前教育としての機能を発揮するために、教育目標の実現に向けた教育課程などの教育計画を策定し、これに基づいた教育活動を実施している。

(5) 幼稚園教育の基本

学校教育法第22条及び第23条により、幼稚園教育の目的と目標が定められているが、幼稚園教育要領によって、これをさらに具体化して、幼稚園の教育課程の基準が示されている。

幼稚園教育要領「第1章 総則」「第1 幼稚園教育の基本」で『幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法第22条の幼稚園教育の目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。』と規定している。

さらに、重視すべきこととして、次の3点を挙げている。

- ① 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさ

わしい生活が展開されるようにすること。

② 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。

③ 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。

(6) 幼稚園教育のねらいと基礎領域

幼稚園教育要領の第2章で、乳幼児期に培うべき生きる力の基礎として5つの領域「健康、人間関係、環境、言葉、表現」を掲げている。

この5つの領域は、学校教育法第23条で掲げる幼稚園教育の目標となっており、この目標を達成するため、教育のねらいとしている。

| 領域 | 趣 旨 | ね ら い |
|------------------|--|---|
| 健 康 | 健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。 | (1) 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。 (2) 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。 (3) 健康, 安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。 |
| 人 間 関 係 | 他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人とかかわる力を養う。 | (1) 幼稚園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。 (2) 進んで身近な人とかかわり、愛情や信頼感をもつ。 (3) 社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。 |

| | | |
|--------|--|--|
| 環 境 | <p>周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。</p> | <p>(1) 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。</p> <p>(2) 身近な環境に自分からかかわり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。</p> <p>(3) 身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。</p> |
| 言 葉 | <p>経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。</p> | <p>(1) 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。</p> <p>(2) 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。</p> <p>(3) 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、先生や友達と心を通わせる。</p> |
| 表 現 | <p>感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。</p> | <p>(1) いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。</p> <p>(2) 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。</p> <p>(3) 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。</p> |

2 市立幼稚園の就園状況と運営

香取市の公立幼稚園は、佐原地区3園（佐原幼稚園、津宮幼稚園、伊地山幼稚園）、小見川地区1園（小見川幼稚園）の計4園が設置されており、いずれも4歳児、5歳児の2年保育となっている。山田地区、栗源地区には幼稚園は設置されていない。

平成23年5月1日現在で、市内における対象年齢人口は、4歳児549人、5歳児582人となっている。このうち公立幼稚園に入園している園児数は、4歳児92人で対象年齢人口に占める割合は16.7%、5歳児93人で、同割合は15.9%となり、年々減少傾向にあり、全体では、市内在住の4～5歳児のうち、16.4%しか公立幼稚園に就園していない状況である。

また、4園の定員に対する就園率は、定員525人に対し185人であり、4園の合計定員充足率は35.2%となり、定員の4割に満たない状況となっている。

内訳は、佐原幼稚園が定員210人に対して91人で43.3%、津宮幼稚園が定員70人に対して22人で31.4%、伊地山幼稚園が定員35人に対して10人で28.6%、小見川幼稚園が定員210人に対して62人で29.5%となっている。

施設の運営面では、平成18年3月の1市3町の合併により香取市が設置されたことから、旧行政区を越えた職員の円滑な人事交流が行えるようになった。また園長は2名で、佐原幼稚園と津宮幼稚園、小見川幼稚園と伊地山幼稚園の兼任が可能となった。

市立幼稚園の入園児数及び就園率等

| 名称 | 定員 | 5歳児 | 4歳児 | 合計 | 就園率 |
|---------------|-----|-------|-------|-------|-------|
| 佐原幼稚園 | 210 | 46 | 45 | 91 | 43.3% |
| 津宮幼稚園 | 70 | 12 | 10 | 22 | 31.4% |
| 伊地山幼稚園 | 35 | 8 | 2 | 10 | 28.6% |
| 小見川幼稚園 | 210 | 27 | 35 | 62 | 29.5% |
| 合計 | 525 | 93 | 92 | 185 | 35.2% |
| 市内の対象年齢人口(人) | | 582 | 549 | 1131 | |
| 市全体に占める入園率(%) | | 15.9% | 16.7% | 16.4% | |

対象人口は平成23年5月1日現在

3 市立幼稚園施設の状況

佐原幼稚園は、県内で最も古く、明治23年に、医師であった松浦千里氏により創設された私立佐原幼稚園が前身であり、昭和31年に市立幼稚園として独立し、昭和37年に移転改築している。また小見川幼稚園は、大正8年に小見川中央小学校の講堂を遊戯室、保育室として活用し開園、その後保育室を増築し、昭和46年に隣接地に移転改築している。

津宮幼稚園は、津宮小学校の校舎・校庭を一部転用し昭和43年に開園、昭和61年に移転改築している。伊地山幼稚園は昭和51年に建設し開園している。現在の公立幼稚園の施設整備状況は、表1のとおりとなっている。

香取市立幼稚園の施設整備状況

| 区分 | 施設規模及び敷地面積等 | | | | 備考 |
|--------|----------------------|-----|----------------------|-------------|--------|
| | 延床面積 | 構造 | 敷地 | 建築年度 | |
| 佐原幼稚園 | 1,038 m ² | 木造 | 3,275 m ² | S36, 48, 49 | M23 開園 |
| 津宮幼稚園 | 430 m ² | 鉄骨造 | 2,185 m ² | S61 | S43 開園 |
| 伊地山幼稚園 | 225 m ² | 木造 | 1,166 m ² | S51 | S51 開園 |
| 小見川幼稚園 | 974 m ² | 鉄骨造 | 2,186 m ² | S46 | T8 開園 |

4 類似施設等の状況（私立幼稚園、市立保育所、私立保育園）

市内には、佐原地区に「佐原幼稚園」、「津宮幼稚園」、「伊地山幼稚園」の3園、小見川地区に「小見川幼稚園」1園の計4園が設置されている。そのほか、私立幼稚園2園、公立保育所13園（うち2園は指定管理（公設民営）、私立保育所8園が設置されている。

公立幼稚園は、前述のとおり園児の減少に加え、対象人口に占める割合も低下しているが、3歳児保育を導入している私立幼稚園2園の合計は、少子化に連動する傾向にはあるが、対象人口に占める割合は平成22年度まで徐々に増加した。

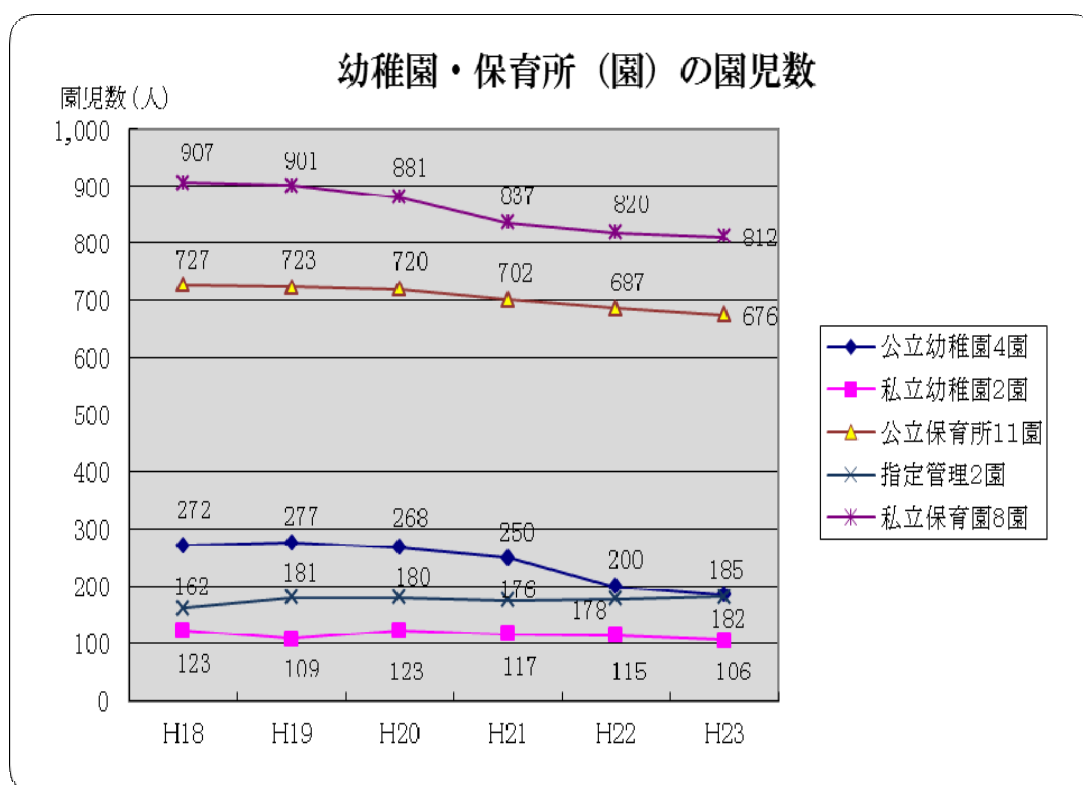
また、保育所関係は、公私立、指定管理とも少子化に連動して減少傾向にあるが、私立幼稚園同様に対象人口に占める割合は徐々に高まる傾向にある。ただ、私立保育園は、公立保育所より、就園状況は若干低下傾向が見られる。

このように合併後、平成18年度から平成22年度までの5年間の傾向を見ると、公私立を問わず、幼稚園、保育園は、ともに少子化の影響を受け、個々の施設単位においては、私立幼稚園1園を除き、規模の縮小化が顕著となっている。

公立幼稚園は、4園とも特色のある教育活動を実施しているが、少子化の影響や保護者の就労環境から、民間の保育園、幼稚園に徐々にシフトし、対象人口に対する割合も低下傾向にある。

特に、前述のとおり、平成23年5月1日現在の市内の4、5歳児の就園率は低下し、定員への充足率は、35.2%となっており、4割にも満たない過去最低の園児数となっている。

市では、現在、幼保連携を進めるとともに、延長保育や放課後児童クラブの充実など子育て支援のサービス向上に努める一方、少子化時代に対応すべく保育制度の変革期における公立幼稚園のあり方を、幅広く検討する時期を迎えている。



市内幼稚園・保育所（園）園児数の推移

| 区分 | 名称 | 旧行政区 | 所在地 | 園児数 | | | | | | |
|-----------------|------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | |
| 幼稚園 | 公立 | 佐原幼稚園 | 佐原 | 佐原イ1874 | 138 | 142 | 143 | 142 | 108 | 91 |
| | | 津宮幼稚園 | 佐原 | 津宮712-2 | 24 | 27 | 23 | 14 | 14 | 22 |
| | | 伊地山幼稚園 | 佐原 | 伊地山532-1 | 7 | 14 | 16 | 10 | 12 | 10 |
| | | 小見川幼稚園 | 小見川 | 小見川94 | 103 | 94 | 86 | 84 | 66 | 62 |
| | | 小計 | | | 272 | 277 | 268 | 250 | 200 | 185 |
| | | | | 香取市4～5歳人口に占める割合 | 19.7% | 20.9% | 21.1% | 20.8% | 17.7% | 16.4% |
| | 私立 | 佐原みどり幼稚園 | 佐原 | 佐原ロ2114-1 | 57 | 48 | 48 | 38 | 31 | 38 |
| | | 白百合幼稚園 | 佐原 | 佐原イ402-2 | 66 | 61 | 75 | 79 | 84 | 68 |
| | | 小計 | | | 123 | 109 | 123 | 117 | 115 | 106 |
| | | 香取市4～5歳人口に占める割合 | | | 8.9% | 8.2% | 9.7% | 9.7% | 10.2% | 9.4% |
| 合計① | | | | 395 | 386 | 391 | 367 | 315 | 291 | |
| 香取市4～5歳人口に占める割合 | | | | 28.6% | 29.1% | 30.7% | 30.5% | 28.0% | 25.7% | |
| 保育所（園） | 公立 | 大倉保育所 | 佐原 | 大倉5374 | 32 | 36 | 38 | 37 | 44 | 34 |
| | | 北佐原保育所 | 佐原 | 佐原ニ1780 | 79 | 79 | 69 | 55 | 50 | 49 |
| | | 香取保育所 | 佐原 | 香取1932 | 59 | 56 | 44 | 38 | 39 | 39 |
| | | 佐原保育所 | 佐原 | 佐原イ3525-1 | 101 | 107 | 105 | 107 | 107 | 109 |
| | | 新島保育所 | 佐原 | 加藤洲1924-9 | 40 | 36 | 42 | 37 | 44 | 70 |
| | | 東大戸保育所 | 佐原 | 大戸911 | 46 | 51 | 59 | 55 | 50 | 55 |
| | | 瑞穂保育所 | 佐原 | 寺内588 | 85 | 82 | 79 | 74 | 65 | 62 |
| | | 湖東保育所 ※1 | 佐原 | 大島1920-3 | 31 | 33 | 25 | 24 | 21 | 0 |
| | | 小見川中央保育所 | 小見川 | 小見川4866 | 61 | 62 | 66 | 64 | 63 | 58 |
| | | 小見川東保育所 | 小見川 | 下飯田954-2 | 54 | 66 | 64 | 77 | 75 | 75 |
| | | 小見川南保育所 | 小見川 | 五郷内2105-2 | 29 | 20 | 28 | 32 | 33 | 33 |
| | | 栗源保育所 | 栗源 | 岩部5076 | 110 | 95 | 101 | 102 | 96 | 92 |
| | | 小計 | | | 727 | 723 | 720 | 702 | 687 | 676 |
| | | | | | 香取市0～5歳人口に占める割合 | 18.8% | 19.4% | 20.1% | 20.3% | 20.5% |
| | 指定管理 | 香西保育所 | 佐原 | 観音21-1 | 34 | 50 | 52 | 47 | 42 | 51 |
| | | たまつくり保育所 | 佐原 | 玉造2-4-1 | 128 | 131 | 128 | 129 | 136 | 131 |
| | | 小計 | | | 162 | 181 | 180 | 176 | 178 | 182 |
| | | | | 香取市0～5歳人口に占める割合 | 4.2% | 4.9% | 5.0% | 5.1% | 5.3% | 5.6% |
| | 私立 | まんまる保育園 | 佐原 | 大根1151 | 111 | 117 | 121 | 109 | 103 | 95 |
| | | 佐原めぐみ保育園 | 佐原 | 佐原イ1921 | 102 | 103 | 102 | 94 | 92 | 99 |
| | | 明照保育園 | 小見川 | 下小堀611-1 | 153 | 165 | 169 | 161 | 148 | 150 |
| | | 清水保育園 | 小見川 | 虫幡1246-4 | 229 | 219 | 220 | 215 | 210 | 210 |
| | | 八都保育園 | 山田 | 小見65 | 101 | 103 | 100 | 100 | 96 | 90 |
| 府馬保育園 | | 山田 | 府馬2938-4 | 94 | 88 | 71 | 60 | 67 | 68 | |
| 山倉保育園 | | 山田 | 新里974 | 68 | 57 | 54 | 53 | 61 | 64 | |
| 山倉第二保育園 | | 山田 | 山倉688-1 | 49 | 49 | 44 | 45 | 43 | 36 | |
| 小計 | | | | 907 | 901 | 881 | 837 | 820 | 812 | |
| | | | 香取市0～5歳人口に占める割合 | 23.5% | 24.1% | 24.7% | 24.2% | 24.5% | 25.0% | |
| 合計② | | | | 1,796 | 1,805 | 1,781 | 1,715 | 1,685 | 1,670 | |
| 香取市0～5歳人口に占める割合 | | | | 46.5% | 48.4% | 49.8% | 49.7% | 50.3% | 51.3% | |
| 総合計①+② | | | | 2,191 | 2,191 | 2,172 | 2,082 | 2,000 | 1,961 | |

| 香取市の人口 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 4歳児の人口 | 682 | 645 | 618 | 584 | 548 | 549 |
| 5歳児の人口 | 698 | 683 | 655 | 618 | 579 | 582 |
| 4歳児・5歳児の計 | 1,380 | 1,328 | 1,273 | 1,202 | 1,127 | 1,131 |
| 0歳児から5歳児の人口 | 3,863 | 3,731 | 3,574 | 3,453 | 3,349 | 3,252 |

（※毎年度4月1日現在住民基本台帳人口）

※ 幼稚園（市立・私立）については、各年度の5月1日現在の園児数

※ 保育所（園）については、各年度の4月1日現在の園児数

※ 保育所（園）園児数には、管外受託を含む。

※1 湖東保育所は新島保育所に平成23年度統合。

5 市立幼稚園の基本課題

(1) 現状と課題

学校等適正配置検討委員会の視察、検討会議において委員の意見として出された「現状」「課題」を次のとおり整理する。

| 区分 | 現 状 | 課 題 |
|-------|--|---|
| 少子化対策 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 幼稚園において定員の半分も満たしていない。 ○ 小規模により良い意味での切磋琢磨の機会が減っている。 ○ 少人数の園は、小学校入学時に大変なストレスを抱えている。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後の少子化に伴う、公立幼稚園の適正な規模基準の検討が必要である。(多い人数のなかで子どもを過ごさせたい。) ○ 少子化時代に対応した定員の見直しが必要である。 ○ 少子化対策、幼稚園教育のあり方を検討する。 |
| 教育施設 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 4園の規模に格差があり、少子化に伴い行事運営が困難となっている。 ○ 施設規模の上位2施設の老朽化が進んでいる。(S36、S46建築) ○ 市内には公立幼稚園4園、私立幼稚園2園がある。 ○ 公私立保育所が22園ある。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 幼稚園施設の再編を検討する。 ○ 私立幼稚園との連携・共存が求められる。 ○ 公立だから小規模園となっても残すという考えはおかしい。民間施設の活用がある。 ○ 幼保施設間の連携の可能性を検討する。 |
| 財政面 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 小規模園の運営コストの効率化が求められている。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 限られた財源の中、効率的な行政運営による施設経営と保育施策の充実が求められる。 |
| 教育内容 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 不安定な子どもが増えている。この原因は幼児期の育ちの中にある。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 幼保一元化が、子どもを成長させるベストの教育環境ではない。 ○ 一元化ではなく、選択できる教育環境が必要。 |

Ⅱ 公立幼稚園の適正規模について

1 幼稚園と小学校の関係

近年、小学校において、入学直後から、小学校になじめない子どもが増えており、教員の話が聞かなかつたり、授業中に勝手に歩き回ったりするなどして、長期間にわたり授業が成立しない状況が増加しており、これを「小1プロブレム」と呼び、大きな問題となっている。

国の審議会等において、幼稚園や保育所などから、問題なく小学校に移行できるような方策が検討されている。平成21年4月に新たに施行された幼稚園教育要領においても、これらを踏まえ、小学校への円滑な移行と、連携の推進に関する内容が盛り込まれるとともに、小学校学習指導要領においても、幼稚園に加え保育所との連携が新たに明記されている。

特に、幼稚園教育要領の「第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項」の「第1 指導計画の作成に当たっての留意事項」において、一般的に留意する事項として『幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。』が記述され、小学校以降の生活や学習の基盤の育成に位置づけられている。

また、特に留意する事項として、『幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続のため、幼児と児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を図るようにすること。』が新たに記述され、幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続が初めて規定されている。

特に、幼稚園は、学校教育の一環として、幼児期にふさわしい教育を行うものであり、その教育が、小学校以降の生活や学習の基盤ともなる。

幼児が成長発達を遂げる過程で、幼稚園から小学校への移行が円滑に行われることは重要であり、幼児期から児童期への発達の流れを考え、幼稚園教育の意義と役割を十分果たすことによって、小学校における教育との接続を確かなものにするのが大切であると考えられる。

2 市立幼稚園の適正規模 ～学校適正規模との整合～

香取市では、平成22年7月に策定した「香取市学校等適正配置計画実施プラン」のなかで、市立小学校の再編を検討するにあたって、市の少子化傾向、人口密度、面積や施設間の格差等を考慮し、「国の適正規模の基準（小中学校 単学級40人）」のほかに、市独自の「許容規模の基準」を定めて、弾力的、段階的に対応した学校再編を進めることとした。市立小学校の許容規模の基準は、国基準40人の2分の1とする「集団学習を可能とする1学級20名程度を確保すること」としている。

香取市の学校規模基準 ～国の規模基準との比較～

| | 適正規模基準 | 香取市の課題 |
|---|--|--|
| 国 | 小学校の適正規模 12学級～18学級 （1学級40人、1校246人以上） ※H23. 4月より1年生は1学級35人 | 25校のうち、2校しか該当しない 【理由】 「面積が広大（千葉県で4番目）」 「少子化」「人口密度が低い」など |



| | 学校規模基準 | 香取市の課題解決 |
|-----|--|---|
| 香取市 | 小学校の許容規模（下限） 6学級以上 （1学級20人、1校120人程度） | 25校を16校に再編する。 【理由】 地域に学校を極力残しつつ、各学校における、音楽、スポーツ、話し合い学習などのグループ学習が可能となる規模（1学級20人）を確保する。 |



香取市の下限とする学校規模（許容規模）

国基準（1学級40人）の2分の1とする
「集団学習を可能とする1学級20名程度を確保すること」

一方、幼稚園設置基準では、「1学級の幼児数は、35人以下を原則とする。」と規定されており、香取市ではこれに基づき、現在、1学級の幼児数は「定数35人」を基準として学級編制を行っている。

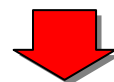
前述のとおり、幼稚園は、学校教育の就学前教育としての位置付けにあることから、義務教育への円滑な移行を行うためには、市立小学校同様に「許容規模」の基準を定め、幼稚園再編を進めることが望ましいと考える。

市立幼稚園の再編基準については、市立小学校における下限の許容規模（20人）の積算方法に準じた積算を行うこととする。その結果、市立幼稚園1学級の「定員35人」の2分の1に相当する「集団学習を可能とする1学級18人(17.5人を切上げ)」を確保することになる。また1園では、「年少組（4歳児）、年長組（5歳児）の計（2学級35人）を確保すること」となり、これを、市立幼稚園の適正規模の基準とする。

この下限の許容規模に満たない小規模な市立幼稚園については、市立小学校と同様に再編の対象として検討することが、幼稚園と小学校の継続を考慮した自然な再編検討の方法と考える。

市立幼稚園の定数と許容規模基準

| | 定数 | 香取市の課題 |
|----|------------------------------------|---|
| 現在 | 幼稚園設置基準に基づき、市では「1学級の定数を35人」と定めている。 | 4園のうち、2園が基準を大きく下回っている。 【理由】「少子化の進行」「私立幼稚園や公私立保育所が充実している」など |



| | 市の規模基準（下限） | 香取市の課題解決 |
|--------|--|--|
| 適正化を図る | 市立小学校の許容規模（20人）に準じ、市立幼稚園許容規模を1学級18人（市立幼稚園の1学級定員35人の2分の1）とする。 （1園では、年少組4歳児、年長組5歳児の計（2学級35人）を確保する。） | <ul style="list-style-type: none"> 園児数を確保し、集団学習・遊びを可能とする市立幼稚園の規模を確保する。 市立幼稚園の適正な施設数を配置する。 類似施設との共存共栄を図る。 総運営コストの効率化を図り、市立幼稚園運営の高度化を図る。 |



香取市の下限とする市立幼稚園規模（許容規模）

| |
|---|
| <p>定数（1学級35人）の2分の1とする</p> <p>「集団保育（学び、遊び）を可能とする1学級18名程度の規模とすること」</p> |
|---|

Ⅲ 公立幼稚園の再編に係る基本的な考え方

1 類似施設との連携

(1) 私立幼稚園との連携

市内には、佐原地区に「佐原幼稚園」、「津宮幼稚園」、「伊地山幼稚園」の3園、小見川地区に「小見川幼稚園」1園の計4園が設置されている。そのほか、私立幼稚園2園、公立保育所13園（うち2園は指定管理（公設民営））、私立保育所8園が設置されている。

公立幼稚園は、4園とも特色のある教育活動を実施しているが、少子化の影響や保護者の就労環境から、民間の保育園等の利用割合が高まり、市立幼稚園への入園が相対的に減少傾向にある。前述のとおり、平成23年5月1日時点の市内の4、5歳児の入園率は、35.2%となっており、定員の4割にも満たない過去最低の園児数となっている。

市では、現在、幼保連携を進めるとともに、延長保育や放課後児童クラブの充実など子育て支援のサービス向上に努める一方、保育制度の変革期における少子化時代に対応した公立幼稚園の再編を予期すべき状況となってきた。

市内にある私立幼稚園2園は、建学の精神に基づいた特色ある教育を柔軟に実践している。今後も少子化傾向が続くことが予測され、市内における幼稚園教育の定量的な規模の縮小は避けられないことから、民間活力を尊重した共存共栄の考え方を通じて、市の総体的な就学前教育のいっそうの拡充に向けた相互の連携と協力が期待される。

(2) 市立保育所との連携

幼稚園の根拠法令は学校教育法で、「幼児の心身の発達を助長すること」を目的としている。これに対し、保育所の根拠法令は児童福祉法であり、「日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育すること」を目的としている。

幼稚園と保育所では対象年齢、また教育時間と保育時間に違いがあり、保護者は就労状況等に応じて、幼稚園又は保育所を利用しているが、小学校就学前の幼児を預かることでは共通している。

市では現在、幼児教育から小学校への円滑な接続を図る観点から、市立幼稚園、市立保育所との交流を実施し、相互に施設を訪問しあい、子ども同士がふれあう機会を設けたり、幼稚園と保育所の職員が合同で研修をするなどの横断的な取組みを行っている。

市立幼稚園の保護者を対象として実施した、幼稚園教育に関するアンケートの結果では、「生活習慣」や「協調性」など、集団での教育効果を望む声が多く、幼稚園教育への期待がうかがえる。一方では、保育の面から、幼稚園での預かり時間の延長や、低年齢児からの入園を希望する声も多く、保護者の就労形態や家族構成の変化によって、幼稚園、保育所の枠を越えた教育・保育へのニーズが高くなってきているといえる。

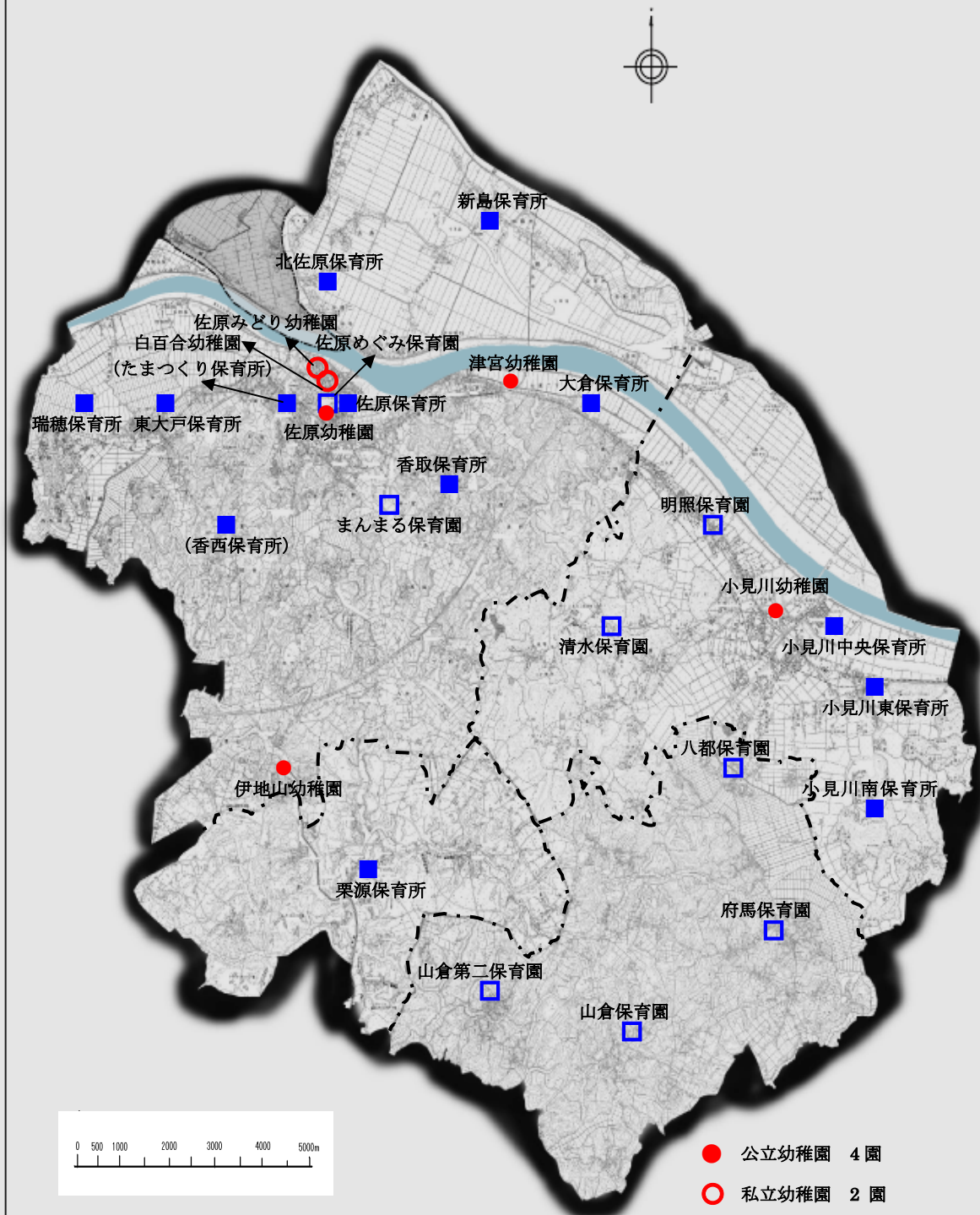
幼児教育・保育の機会均等の観点から、国で検討されている幼保一元化に向けた、幼稚園と保育所の両方の機能を備える柔軟で利用しやすい新しい施設の構築が必要と思われる。

幼保連携施設のメリットとして、保護者の子育ての選択肢を拡大すること、発達年齢に応じた一貫した方針に基づく教育・保育が可能となること、異年齢児と一緒に過ごす教育効果が得られることなど、が挙げられる。

幼稚園と保育園の比較一覧

| 項目 | 幼稚園 | 保育園 |
|-----------|---|--|
| 根拠法令 | 学校教育法 | 児童福祉法 |
| 所 管 | 文部科学省 | 厚生労働省 |
| 目 的 | 幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長すること 【学校教育法第22条】 | 日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育すること 【児童福祉法第39条】 |
| 対 象 | 満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児【学教法第26条】 | 保育に欠ける、乳児（1歳未満）、幼児（1歳から小学校就学の始期まで）、少年（小学校就学の始期から18歳未満） 【児福法第4条、第39条】 市町村は保育に欠ける乳児又は幼児等を保護者から申し込みがあったときは保育所において保育しなければならない 【児福法第24条】 |
| 授業料・保育料 | 設置者が決定。授業料は幼稚園に納付 | 保護者の課税状況に応じて市町村長が決定。保育料は市町村に納付 |
| 時 間 | 原則として1日4時間が標準だが、預かり保育も可。毎学年の教育週数は39週以上夏休みなどの長期休業あり | 原則として1日8時間（延長保育あり）夏休みなどの長期休業なし |
| 保 育 | 幼稚園教育要領による | 保育所保育指針による |
| 給 食 | 任意 | 義務 |
| 一日の教育保育時間 | 4時間（*標準） 【幼稚園教育要領】 | 8時間（*原則） 【児童福祉施設最低基準第34条】 |
| 年間の教育保育日数 | 39週以上【学教法施行規則第37条】 | 規定なし |
| 教 員 | 幼稚園教諭免許状 | 保育士資格証明書 |
| 設 置 | 幼稚園設置基準による | 児童福祉施設最低基準による |
| 設置者 | 国、地方公共団体、学校法人など設置に当たっては、市町村立幼稚園の場合は都道府県教育委員会、私立幼稚園の場合は知事の許可が各々必要である | 地方公共団体、社会福祉法人など設置に当たっては知事の許可が必要である。（ただし、設置者が都道府県の場合は、この限りではない） |
| 職員配置人数 | 1学級35人以下に1人を原則 【幼稚園設置基準第3条】 | 0歳児 … 3人に1人 1、2歳児 … 6人に1人 3歳児 … 20人に1人 4、5歳児 … 30人に1人 【児童福祉施設職員配置基準】 |

香取市の幼稚園、保育園(位置図)



- 公立幼稚園 4園
- 私立幼稚園 2園
- 公立保育園 13園
うち () は指定管理 2園
- 私立保育園 8園

2 再編の方向性について

(1) 市立幼稚園の統合再編

市立幼稚園については、現在の就園状況を踏まえ、他の類似施設の保育機能を勘案しつつ、幼稚園・小学校・中学校の連携教育を視野に入れた施設再編を実施する必要がある。

市立幼稚園 4 園の入園状況と許容規模との比較を行って見ると、平成 23 年 5 月 1 日現在において、市内 4 園のうち「佐原幼稚園」「小見川幼稚園」は、4 歳児、5 歳児ともに、入園率は低いものの市立幼稚園の下限の規模（1 学級 18 名）については、満たしている。

しかし、「津宮幼稚園」「伊地山幼稚園」の 2 園については、4 歳児、5 歳児ともに 18 人を大きく下回り、2 学級併せても津宮幼稚園が 22 人、伊地山幼稚園が 10 人で、少規模化により幼稚園教育の維持が困難な状況となっている。

一方で、私立幼稚園 2 園、公立保育所 13 園、私立保育園 8 園が所在しており、都市部における待機児童問題は発生していない。また「津宮幼稚園」「伊地山幼稚園」2 園を廃園とした場合においても市内の保育機能には余裕があることから、他の施設の定員充足が図れることとなる。

このようなことから、「津宮幼稚園」「伊地山幼稚園」の 2 園については、在園児の他施設への編入に配慮しつつ、平成 25 年度末を目途に廃園を検討するものとし、市内の私立幼稚園、公私立保育所等の活性化を図る方針とする。

「佐原幼稚園」と「小見川幼稚園」は適正規模を満たしているが、施設の老朽化と耐震性への対応を図る必要がある。また、両園の同じ地域に設置されている「佐原保育所」と「小見川中央保育所」も老朽化し、公立保育所適正配置実施プランでは、幼稚園との連携と施設の新設が計画されている。幼稚園と保育所との総合的な調整を行い、幼保の拠点となる新しい連携施設を整備し、適切な定員設定により就学前教育の充実を図る方針とする。

施設整備にあたっては、安全で通園しやすい立地とし、「佐原幼稚園」は「佐原保育所」との幼保連携施設を視野にいれ、市長部局と調整のうえ、建設適地を検討する。

また、「小見川幼稚園」は「小見川中央保育所」との幼保連携施設を目指し、私立保育園への影響を考慮しながら、近隣地域の公共用地への移転を基本として検討する。

新しい施設への統合・整備は、合併特例債及び東日本大震災復興交付金の適用を勘案し、公立保育所の適正配置実施プラン年度内の平成 27 年度末を目標年度とする。

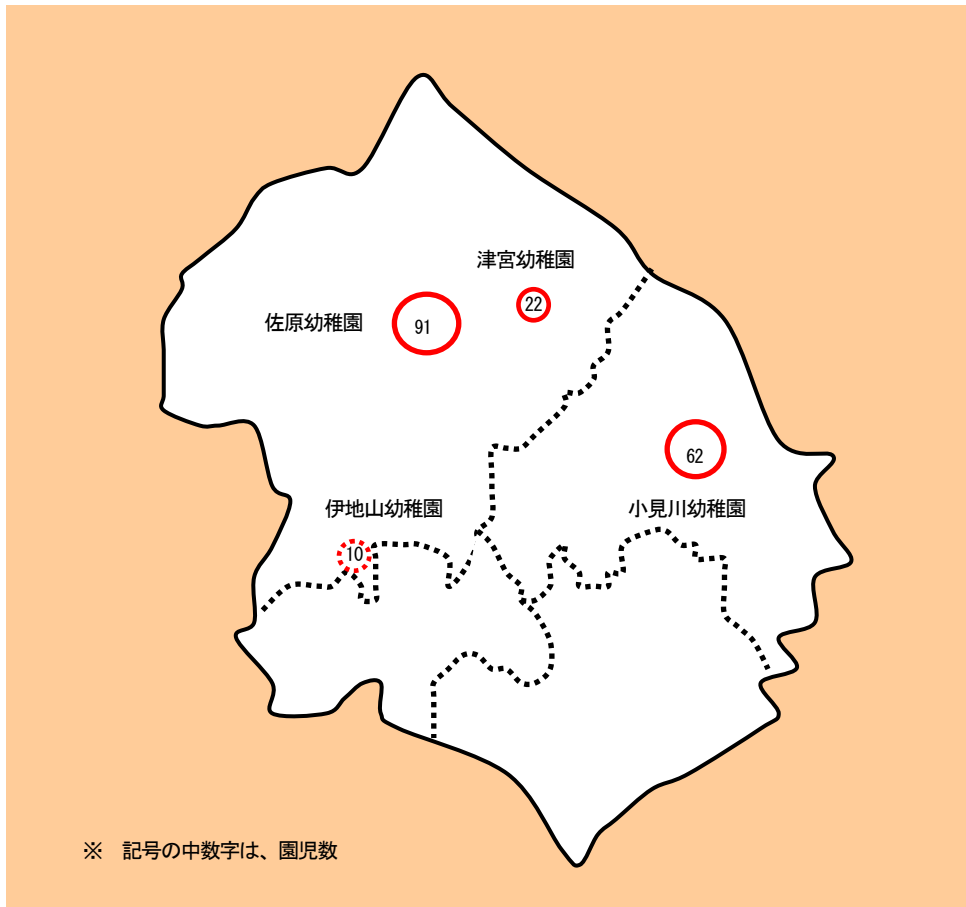
市立幼稚園の施設再編スケジュール（案）

| 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|--------|------|------|------|---------------------|
| 佐原幼稚園 | | | | 佐原保育所「幼保連携施設」 検討 整備 |
| 津宮幼稚園 | | 「廃園」 | | |
| 伊地山幼稚園 | | 「廃園」 | | |
| 小見川幼稚園 | | | | 小見川中央保育所「幼保連携施設」 整備 |

市立幼稚園児及び施設概要(平成23年5月1日現在)

| 名称 | 定員 | 5歳児 | 4歳児 | 合計 | 園舎竣工年 | | | | 園舎面積 | 開園 |
|------------|-----|-------|-------|-----|-------|----|----|--|----------------------|-----|
| | | | | | | | | | | |
| 佐原幼稚園 | 210 | 46 | 45 | 91 | S36 | 48 | 49 | | 1,038 m ² | M23 |
| 津宮幼稚園 | 70 | 12 | 10 | 22 | S61 | | | | 430 m ² | S43 |
| 伊地山幼稚園 | 35 | 8 | 2 | 10 | S51 | | | | 225 m ² | S51 |
| 小見川幼稚園 | 210 | 27 | 35 | 62 | S46 | | | | 974 m ² | T8 |
| 合計 | 525 | 93 | 92 | 185 | | | | | | |
| 市全体に占める入園率 | | 15.9% | 16.7% | | | | | | | |

市の許容規模基準による市立幼稚園の再編（４園→２園）



市立幼稚園の規模区分と施設再編方針

| 区分 | 記号 | 園児数（年少組、年長組の園児数の合計） | 規模の判断 | 施設再編方針 |
|----|----|---------------------|-----------------------|---------------------------------|
| A | ○ | 101～150人 | ・市の基準以上 | 存続し、幼保、小中連携教育を推進 （幼保連携施設の整備） |
| B | ○ | 35～100人 | ・市の基準以上 | 存続し、幼保、小中連携教育を推進 （幼保連携施設の整備） |
| C | ○ | 18～34人 | ・市の基準未満 （1園で35人未満） | 廃園又は再編 |
| D | ⊙ | 0～17人 | ・市の基準未満 （1園で18人未満） | 廃園 |

* 市立幼稚園の下限の許容規模基準

【1学級18人（年少組（4歳児）、年長組（5歳児）の計（2学級35人）】

IV 香取市の幼稚園教育のあり方

1 市立幼稚園の教育目標

現在、市立幼稚園4園は、幼稚園教育要領に沿って教育目標、教育方針を定め、就学前教育の実践にあたっている。再編にあたっては4園が掲げる目標、方針を継承していくことが望ましい。

教育目標

- ・『心豊かで伸び伸びと活動する子ども』
- ・明るく元気な子ども ・元気で明るい素直な子
- ・思いやりのある子ども
- ・創造性豊かな子ども
- ・考えて行動できる子ども ・自分で考え行動する子ども
- ・友達と仲良く遊ぶ子ども ・みんなと仲良く遊べる子
- ・自分の意見や考えをはっきりいえる子ども
- ・人の話を良く聞き、自分の思ったことをはっきり話せる子
- ・できないとあきらめず最後までやりぬく子 ・最後までがんばる子ども

教育方針

- ・心身の発達に即した、活動を繰り返し経験させながら、調和のとれた発達を図るようにする。
- ・基本的生活習慣を集団生活の中で身につけさせていく。
- ・園全般の安全管理を行うと共に、幼児が進んで取り組めるような環境設定を検証していく。
- ・幼児が意欲的に遊びに取り組めるような環境設定を工夫していく。
- ・将来の社会生活に順応していくための個性に着目し、社会性、協調性、独自性等の面を育てていく。
- ・各年齢の幼児の関わりを通して、やさしさや思いやりの気持ちを育てると共に、頑張ろうとする意欲を育てる。
- ・各年齢の幼児が持つ、自己教育力の基礎となる理解の芽を育てていく。
- ・保護者と教師の信頼関係、協力関係を築くと共に将来を見通した幼児教育の重要性を啓発していく。

2 香取市における市立幼稚園教育のあり方

幼稚園教育の基本を踏まえ、香取市の幼稚園教育のあり方を、次のように考える。

「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期であり、生きる力を育成するため、集団の中での学習や遊びを通じて、一人ひとりが発達に必要な経験が得られるよう幼稚園と家庭、地域社会、学校及び行政が連携し幼稚園教育の充実に努める。」

3 香取市における幼稚園教育の取組み方法

より充実した幼稚園教育を目指し、「香取市教育ビジョン」、施策1「幼児教育の推進」に挙げられている香取市の幼稚園教育施策の取組み方法を掲げる。

家庭では

- 子どもが愛情を感じられるような、心安らぐ温かな家庭を築く。
- 絵本の読み聞かせや一緒に遊ぶことなど、子どもとのふれあいを通して、豊かな感性、情操やコミュニケーション能力の基礎を育む。
- あいさつやきまりを守ることなど、基本的な生活習慣と規範意識を育む。
- 子育ての不安や悩みを家庭内で抱え込まずに、地域の子育て家庭とのつながりを持つとともに、市の家庭教育学級や教育相談の機会を活用する。
- 家族でしつけについて話し合い、家庭での教育の大切さを考える。

地域では

- 子育て家庭が地域で孤立することのないよう、声をかけて交流を図っていく。
- 自分の子どもだけでなく、地域の人たちが子どもを共に育てていく意識をもち、成長を温かく見守る。
- 地域の住民や団体等が、子育てについての経験や知識などを積極的に生かし、子育て支援を通じて地域のコミュニティの輪を広げるなど、地域の教育力を高める。

幼稚園・学校・行政では

- 幼稚園では、幼児の主体的、体験的な活動を通して、身近な事象への興味・関心や豊かな感性などを育むとともに、社会性や道徳性を芽生えさせる。
- 幼保連携を進めるとともに、幼稚園等から義務教育への円滑な接続を図るため、幼稚園等・小学校間での交流などの取組みを推進する。
- 幼稚園の教員を対象とした、専門的研修や教育相談を行う。

- 家庭の教育力の向上を図るため、保護者などに、子育てに関する学習や交流、相談などの場を提供する。